

いのちを大切にする 「テレワーク実践企業」 に登録をお願いします

県では、新型コロナウイルス感染症から大切ないのちを守るため、テレワーク等による出勤者数の削減を宣言していただいた企業・団体等をいのちを大切にする「テレワーク実践企業」として登録します。

宣言

私たちは、新型コロナウイルス
感染拡大防止のため、緊急事態宣言期間中に
テレワーク等を実践し、出勤者数の7割削減を
目指し、最大限の努力をいたします。



いのちを大切にする
テレワーク
実践企業
埼玉県

対象

県内に活動拠点を有する企業、団体等

申請手続

県テレワークポータルサイトの応募フォームから申請
⇒ 県が申請内容を確認の上、登録

<https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>



登録企業等には

- ◆宣言書とロゴマークを交付 ※専用ページからダウンロード
- ◆県のホームページで企業を紹介・PR
- ◆テレワーク導入支援補助金の補助率を引き上げ ※別途、補助対象者要件があります
(補助率 2/3 → 4/5 ・ 上限 20万円 → 24万円)
- ◆制度融資の利率を優遇 ※別途、融資対象者要件があります

【問合せ先】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

tel : 0570-000-678

〔テレワーク導入支援補助金に関するお問合せ〕

埼玉県産業労働部ウーマノミクス課

tel : 048-830-3960

〔制度融資に関するお問合せ〕

埼玉県産業労働部金融課

tel : 048-830-3801

